

第3期芽室町男女共同参画 基本計画

**平成31年 3月
芽室町**

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	3
2	国や北海道の動向	4
3	計画の位置づけ	5

第2章 男女共同参画を取り巻く芽室町の現状と課題

1	人口・世帯の状況	6
2	就労の状況	7
3	女性の登用率	8
4	町民の意識	9

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	1 1
2	計画の目的	1 1
3	計画の期間	1 1
4	計画の性格	1 2
5	計画の基本目標	1 2
6	基本計画推進における指標	1 3
7	施策の体系	1 4

第4章 計画の推進体制

1	庁内の推進体制	1 5
2	町民との協働による推進	1 5
3	国・北海道・他市町村の情報収集と連携	1 5
4	計画の進行管理	1 5

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画の実現に向けた意識づくり	1 6
基本目標Ⅱ	男女がともに生き生き暮らせる環境づくり	1 8
基本目標Ⅲ	誰もが安心して暮らせる社会づくり	2 4
用語解説		2 7

参考資料

芽室町男女共同参画推進条例について	2 8
-------------------	-----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少など私たちの生活を巡る状況が変化していくなかで、男女が、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる場において、それぞれが個性と能力を発揮できる社会づくりが必要となっています。

しかし、一方では、未だ性別で役割を決めてしまう考え方が根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女の仕事と生活の調和など、多くの課題が残されています。

国においては、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、最重要課題として総合的な取組を推進してきました。

とりわけ法令の整備の面では、平成29年（2017年）に「男女雇用機会均等法」および「育児・介護休業法」の改正、平成26年（2014年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の一部改正のほか、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定など、その充実が図られてきました。

北海道においても、平成30年（2018年）に「第3次北海道男女平等参画基本計画」が策定され、男女平等参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

本町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年（2004年）に「芽室町男女共同参画推進条例」を制定するとともに、条例に基づき「芽室町男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな施策を推進しており、平成30年度で「第2期芽室町男女共同参画基本計画」が終了となるため、これまでの取組を踏襲しながら、さらに発展させる新たな計画として、「第3期芽室町男女共同参画基本計画（平成31年度（2019年度）～平成38年度（2026年度））」を策定することとしました。

なお、本計画の策定にあたっては、町民ワークショップ、まちづくり意見募集、芽室町男女共同参画審議会の審議などにより、広く町民の参加をいただいています。

○条例及び基本計画策定の経緯

平成15年（2003年）2月 条例の検討に向けて、町民による「芽室町男女共同参画懇話会」を設置。

平成15年（2003年）12月 懇話会から町に対して「条例素案」を提出。

平成16年（2004年）3月 町議会で条例可決。

平成16年（2004年）4月 「芽室町男女共同参画推進条例」施行

平成16年（2004年）7月 「芽室町男女共同参画審議会」設置

平成17年（2005年）4月 「第1期芽室町男女共同参画基本計画」開始

平成23年（2011年）4月 「第2期芽室町男女共同参画基本計画」開始

平成31年（2019年）4月 「第3期芽室町男女共同参画基本計画」開始

2 国や北海道の動向

(1) 国の動向

平成 11 年（1999 年）、男女共同参画社会の実現を目指した「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、平成 12 年（2000 年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、平成 17 年（2005 年）には第 2 次男女共同参画基本計画、平成 22 年（2010 年）には第 3 次男女共同参画基本計画が策定され、さまざまな施策が推進されています。

しかし、近年では社会情勢の変化や男女の働き方の変化などを受け、わが国における男女共同参画社会実現に向けた取組は新たな段階に入っているといえます。さらに、少子高齢化や人口減少に対応した活力と多様性のある社会を築く観点からも、真に実効性のある取組が求められています。

■男女共同参画に関わる近年の動き

年月	内容
平成 21 年（2009 年）8 月	「女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告」に対する女子差別撤廃委員会の最終見解
平成 26 年（2014 年）10 月	内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置
平成 27 年（2015 年）8 月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定
平成 27 年（2015 年）12 月	「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定

■その他、近年の制度等における改正点

- ・「子ども・子育て支援法」 [H30. 9 一部施行]
- ・「自殺総合対策大綱」見直し [H29. 7 見直し]
- ・「障害者虐待防止法」施行 [H24. 10 施行]
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）改正 [H26. 1 施行]
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 [H26. 1 施行]
- ・「まち・ひと・しごと創生法」施行 [H26. 11 施行]

女性の活躍や安全・安心な暮らしの実現に向け、平成 27 年（2015 年）12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、次の 4 つを目指すべき社会としてさまざまな施策が推進されています。

4 つの目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活をおくることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

（２）北海道の動向

北海道では、平成13年（2001年）に国の基本法の制定に伴い、「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成30年（2018年）3月には「第3次北海道男女平等参画基本計画」が策定され、「輝き続ける北海道」を目指して男女平等参画社会の実現に向け、施策を推進しています。

第3次北海道男女平等参画基本計画において強調する視点

①意識変革の推進

男女平等参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題であるとともに、あらゆる立場の人の理解を促すための教育や広報・啓発活動などは、全ての取組の根幹であることから、人々の意識の変革、理解の促進に一層努めていきます。

②様々な分野における女性の活躍の促進

「女性活躍推進法」が成立したことを踏まえ、女性が仕事と家庭生活を両立し個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが求められていることから、男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会の実現を目指し、女性の継続就業や再就職、起業、多様な働き方の支援等に努めます。

③配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進

男女の人権が尊重される社会を実現するためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の適切な保護及び自立を支援することが必要であることから、関係機関と連携しながら、暴力の防止や相談窓口の啓発及び相談からの保護、自立まで切れ目のない被害者支援を行います。

３ 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、努力義務とされている市町村男女共同参画計画として位置づけ、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画とするとともに、「女性活躍推進法」第6条に基づく推進計画※として位置づけます。

また、国や北海道の法令等及び芽室町男女共同参画推進条例に基づき、第5期芽室町総合計画及び各種計画との整合性を図りながら策定します。

※本計画では第5章における基本目標2の中の（５）、（６）が該当します。

■『男女共同参画社会基本法』

「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、男女の人権を尊重し、責任と利益を分かち合い、性別に関わりなく社会参画する基本理念を明らかにした法律です。【平成11年（1999年）制定】

■『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）』

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務づけられました。【平成27年（2015年）制定】

※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等に当たっては努力義務

第2章 男女共同参画を取り巻く芽室町の現状と課題

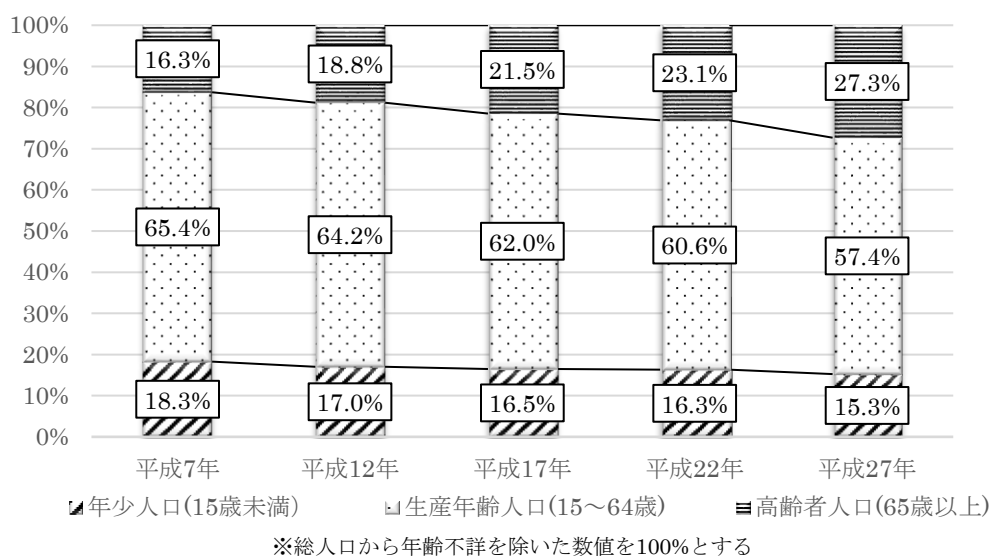
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

総人口は、平成27年（2015年）時点で18,484人となっており、年々減少しています。

高齢化率は、平成27年（2015年）時点で27.3%となっており、平成7年（1995年）と比較して11.0ポイント増加しています。

■年齢別人口の推移

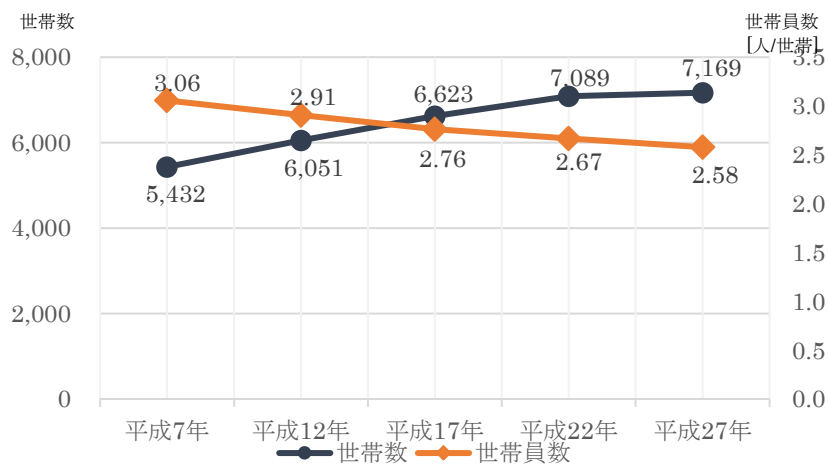


資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

世帯数・世帯員数の推移をみると、世帯数は増加しているのに対し世帯員数は減少しており、世帯規模が縮小化しているのがわかります。

■世帯数・世帯員数の推移



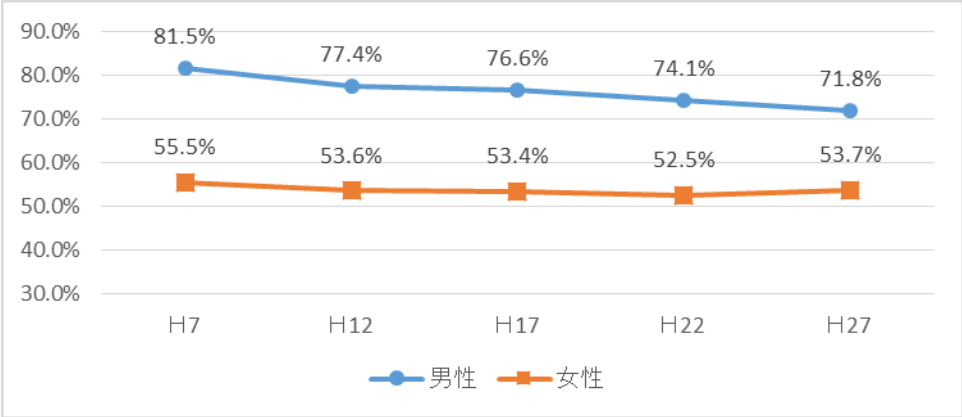
資料：国勢調査

2 就労の状況

本町の労働力率※は、男性は平成7年（1995年）以降低下、女性は平成7年（1995年）以降53%前後で推移しています。

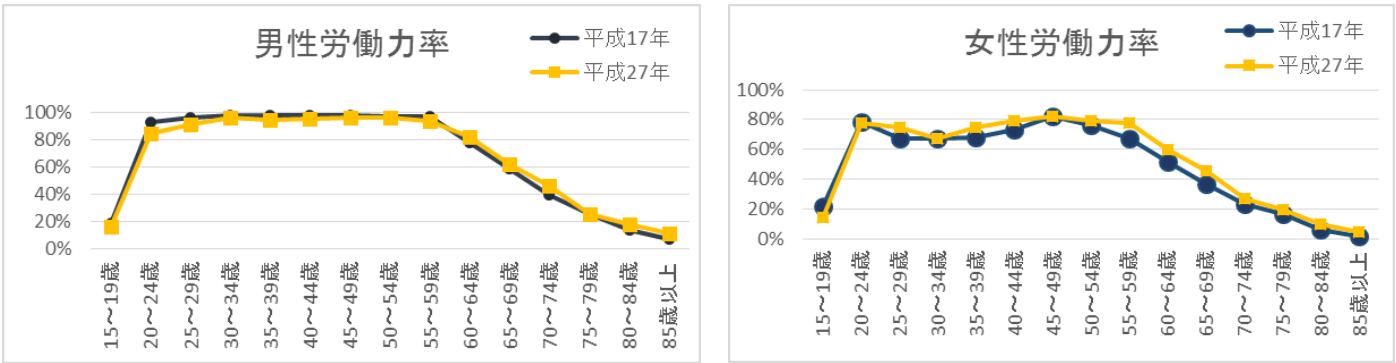
一般に女性の年齢別労働力率は、結婚・出産を機に就労を中断するいわゆるM字カーブ※を描き、本町においても谷は浅いものの、その傾向がうかがえます。また、本町の女性の年齢別労働力率は、55歳以上において、10年前の平成17年（2005年）と比べて増加しています。

■男女別労働力率の推移



資料：国勢調査

■年齢別労働力率の比較（平成17年と平成27年）



資料：国勢調査

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口（生産年齢人口）に占める割合。労働力比率、労働力人口比率ともいう。

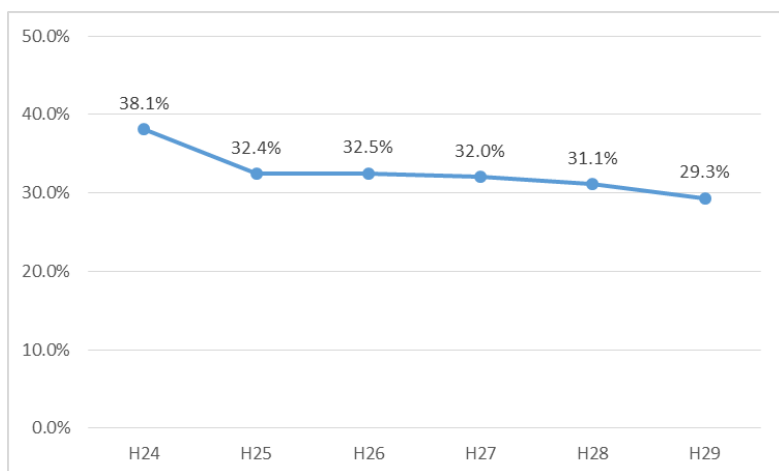
※M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためにこのような形になる。

3 女性の登用率

(1) 審議会等

本町の審議会等の女性委員比率は、年々減少していることから、性別に関係なく、こうした場面へ参画しやすい環境づくりを一層進めなければなりません。

■審議会等の女性委員登用率の推移

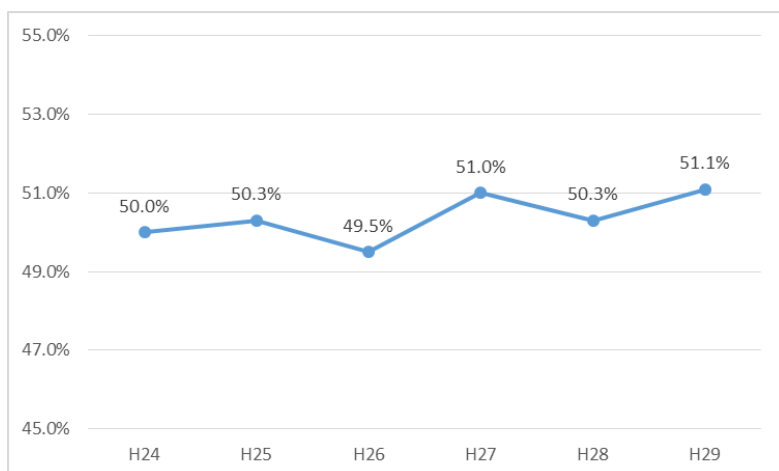


資料：地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査

(2) 役場職員

芽室町役場における女性職員の割合はほぼ 50%を推移しており、男女の差はなく均衡が図られた採用を行っています。

■芽室町役場の女性職員割合



資料：地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査

4 町民の意識

(1) 町民ワークショップの意見

平成29年度に開催した男女共同参画講演会において「個性と能力を活かした男女共同参画」をテーマにワークショップを行い、町民の皆さんに、男女共同参画を推進するために必要なことを話し合っていました。

ワークショップ前段の講演では、「働く環境や家庭など、自分が属する環境は、男女差別や偏見がない環境を選ぶ」、「仲間づくりをし、1人の力ではなくみんなで社会を変えていくことが必要」という話があり、ワークショップにおいても、間接差別、仲間づくりをテーマとした話し合いが行われました。

○間接差別

間接差別とは、一見性別が関係ないように見えるルールや取り扱いでも、運用した結果、どちらかの性別が不利益になってしまう扱いのことをいいます。

例)

- ・募集・採用で身長、体重や体力要件を課す
- ・総合職の採用で全国転勤を要件とする
- ・子育てなどを考慮せず、長時間労働が評価される …など

ワークショップにおいては、「お茶くみは女性」といった古い考えをなくす、男女を問わず勤務時間の短縮や育休を取れるようにする、性別ではなく能力の適材適所に人材を置くなどの案が出され、主に職場や働き方についての意見が多く出されました。

○仲間づくり

国や都道府県、市町村において男女共同参画の推進は重要な課題とされています。

多様性が認められる社会になってきていますが、根強い男女差別意識や性別による役割分担などがあり、今後も改善に向けて取り組まなければなりません。

社会全体を変えていくには、1人の力だけではなく仲間づくりをして、集合知となることで職場や地域単位で男女共同参画を進め、それを広げていくことが必要となります。

ワークショップにおいては、町内（地域）のイベントへの参加、町内会への加入、自ら困っていることや関心のあることを発信するなど、地域単位での活動や集まりへの参加といった案が出されました。また、実際の身近な地域だけではなく、情報機器を活用した発信など、幅広く自分と同じ目的を持った仲間を探す方法などの意見も出されました。

ワークショップを通じて、男女共同参画社会実現のためには、仲間づくり・地域コミュニティの醸成や、職場環境、働き方改革など、男女を問わず健康的で豊かな生活を送ることができる環境づくりが求められていることがわかりました。

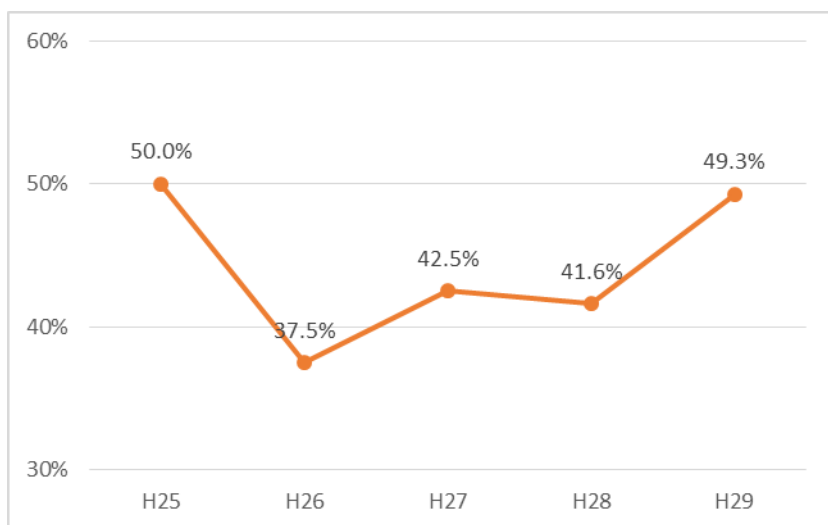
(2) まちづくりに関する住民意識調査結果

まちづくりに関する住民意識調査とは、毎年無作為抽出にて選ばれた 700 名の住民を対象としたアンケート調査です。町のさまざまな施策や取組などに対する設問に回答いただき、行政サービス向上の指針とするものです。

以下に、男女共同参画に関する設問の結果を抜粋しました。

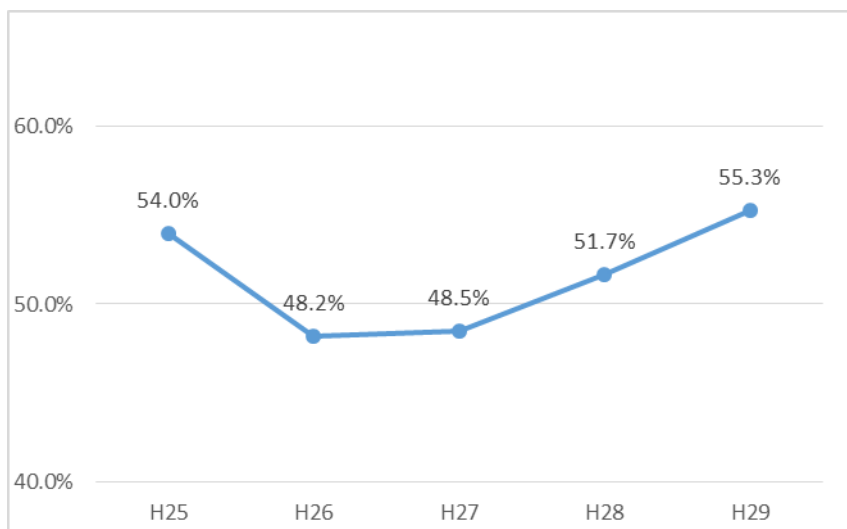
■芽室町は「性別に関係なく社会進出（参加）できるまち」だと思いますか？

平成 26 年度以降は 40%前後を推移していましたが、平成 29 年度には 49.3%と目標値である 50%に近づいています。今後も、目標達成に向けて取組を進めていかななくてはなりません。



■芽室町は「人権が尊重され、差別や人権侵害がないまち」だと思いますか？

平成 26 年度以降は上昇し、平成 29 年度には目標値である 55%を達成していますが、今後も目標値を維持できるよう取組を進めていかななくてはなりません。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

- (1) 男女が、性別により差別されことなく、人権が尊重されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、大事な意思決定の場などに参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、家庭生活と職場や地域などでの社会生活を両立できること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる性と妊娠・出産に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

(芽室町男女共同参画推進条例第3条)

2 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現のための基本的な考え方と取組を示すための計画であり、町、町民、事業者など、地域が一体となり取り組むための施策を明らかにし、自主的かつ具体的な行動を推進していくための指標とするものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、第5期芽室町総合計画の最終年に合わせ、平成31(2019)年度から平成38(2026)年度までの8年間とします。また、国内外の経済、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

■計画期間

平成(年度)	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
第5期芽室町総合計画										
第3期芽室町男女共同参画基本計画 (本計画)										

4 計画の性格

本計画は、本町の男女共同参画を推進するための「基本目標」と「施策の方向性」を示し、長期的かつ総合的に、町、町民、事業者などが協力して推進を図っていくものです。

5 計画の基本目標

（１）男女共同参画の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、「男性は仕事、女性は家庭」という考えに代表される性別による固定的な役割分担意識などの差別意識をなくし、一人の人間として尊重され、男女が互いに認め合い、ともに支え合う男女共同参画意識づくりにつながる教育・啓発を進めます。

（２）男女がともに生き生き暮らせる環境づくり

少子高齢化や家族形態の多様化などの変化に対応するため、家庭、職場、地域等あらゆる場面において、男女が対等なパートナーとして互いに協力して責任を分かち合い、役割を果たす意識を高めるとともに、ワークライフバランスのとれた環境づくりを進めます。

（３）誰もが安心して暮らせる社会づくり

誰もが暮らしやすいまちを築くため、男女が互いに人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持ち、生涯にわたり安心して暮らせるよう、あらゆる暴力の根絶や心身の安全・安心、健康の保持増進を図り、また、複雑に変化する社会情勢のなか、さまざまな困難に直面する男女の生活の自立支援を進めます。

6 基本計画推進における指標

本計画の推進における指標は、本町のまちづくりの最も上位の計画である「第5期芽室町総合計画」と整合性を図り、次のとおり設定します。

■施策の成果指標（第3期芽室町男女共同参画基本計画の成果指標）

成果指標	目標値 (平成34年度)
性別に関係なく社会進出（参加）できる町だと思ふ町民の割合	90.0%
人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思ふ町民の割合	90.0%

*まちづくりに関する住民意識調査より

※平成31（2019）年度より、まちづくりに関する住民意識調査の集計方法を変更したため、10ページに掲載されている同調査の数値と異なっています。

※参考（第5期芽室町総合計画前期実施計画より抜粋）

■現状と課題

本町では平成16（2004）年度に「芽室町男女共同参画推進条例」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

■施策の方針

性別、年齢、障がいの有無などに関わりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の形成及び人権を尊重し差別や権利侵害のない地域づくりを進めます。

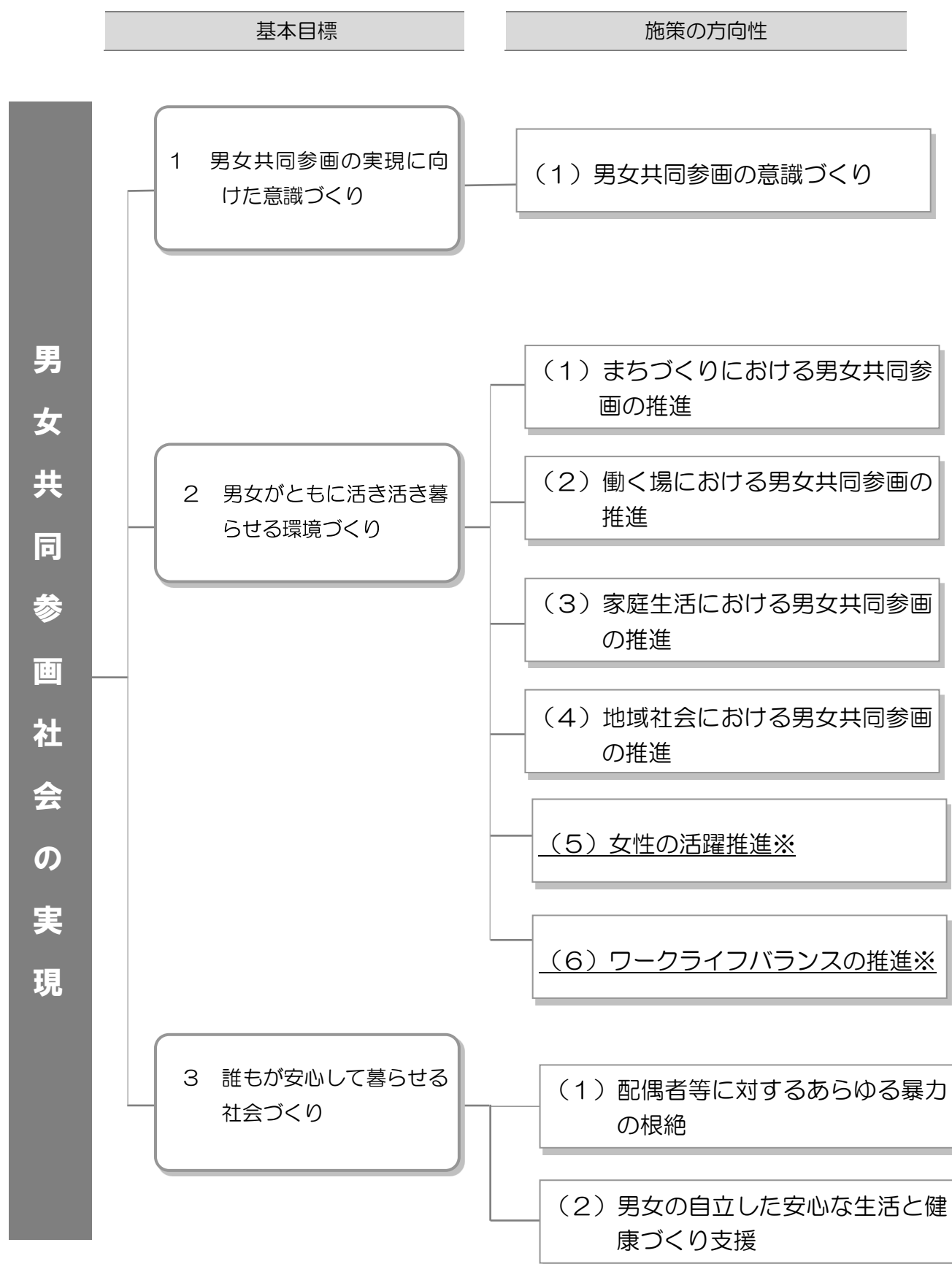
対象	町民
意図	誰もがその個性と能力を十分に発揮できるようにする 人権を守り、権利侵害（擁護）への意識を高める
結果	誰もが個々を認め、支え合うことができる社会の形成及び人権を尊重し合う社会を築くことができる

■施策の主な内容

（2）男女共同参画への意識啓発

- すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。
- 「芽室町男女共同参画基本計画」を推進するため、地域や家庭において男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動の充実を図ります。
- ワークライフバランスの視点に立ち、男女がともに働き続けられる環境整備に向けた取組を支援します。また、多様なニーズに対応する育児・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業の取得や労働条件の配慮など、企業の理解を深めるための啓発活動を推進します。

7 施策の体系



※「(5) 女性の活躍推進」及び「(6) ワークライフバランスの推進」は、女性活躍推進計画に位置付ける項目

第4章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、多岐に渡る男女共同参画関連分野の取組を関係各課と連携を図って実施するとともに、町職員一人ひとりの男女共同参画意識の向上に取り組めます。

また、芽室町総合計画審議会から各施策に対し総合的な観点に立った意見をいただき、取組のさらなる充実につなげます。

2 町民との協働による推進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事でなく自分事として主体的に取り組むことが必要です。そのため、行政だけでなく町民・地域・学校・事業所・各種団体等と連携し、本計画に基づいた取組がさまざまな場面で展開されるよう推進します。

3 国・北海道等の情報収集と連携

本計画の効果的な推進を図るため、国・北海道等と連携を図りながら、先進事例などの情報収集に努め、収集した情報を広く町民に提供します。

4 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、「第5期芽室町総合計画」の施策評価において、施策の進捗状況を定期的に確認・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の実現に向けて、個人の人権を尊重し、性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を発揮できる機会が求められている一方で、依然として、家庭、地域、職場などの各場面における男女の不平等感が残っています。その大きな要因の一つが、「男性は仕事、女性は家庭」といった「固定的な性別役割分担意識」です。このような性別による差別や偏見をなくし、協力し合いながら、すべての人が多様な生き方を選択できるよう、「男女共同参画」の意義についての理解を促進することが求められています。

【施策の方向性】

（１）男女共同参画の意識づくり

- 互いに尊重し合い支え合う地域社会の実現を目指して、憲法や人権尊重に関する法令などの広報や学習活動の充実に努め、人権を尊重する意識づくりを進めます。
- 将来にわたり男女共同参画社会を実現するため、子どもの頃から人権を尊重する感性を育み、男女共同参画に関する理解の促進を図る教育を推進します。
- 一人ひとりの能力や活力が引き出せるよう、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習の環境を整え、男女共同参画についての情報を収集し、広報誌などを活用し情報提供に努めます。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	人権尊重に関する広報・学習活動の充実	憲法をはじめ、女子差別撤廃条約や児童虐待防止法など人権尊重に関する法令、芽室町子どもの権利に関する条例等の法制度や、男女共同参画についての施策、諸問題などの各種情報を収集し、広報誌の活用などさまざまな方法で町民に男女共同参画意識が浸透するよう周知・普及に努めます。
2	人権擁護の推進	人権擁護意識の高揚を図るため、人権に関する相談窓口を広報誌等により周知し、相談業務の普及に努めます。
3	行政情報における配慮	広報誌などの行政情報においては、男女の役割を固定的に扱うことのないよう表現などに配慮します。
4	男女共同参画意識を育む子育ての推進	男女共同参画意識を育む育児講座、相談などの充実に努めるとともに、妊婦相談や子育て支援センターの運営、子育ての木事業の中で、情報提供に努めます。
5	人権尊重、男女共同、相互協力についての指導の充実	学習指導要領に基づき、性教育や赤ちゃんふれあい体験事業等を実施し、男女がお互いを尊重する意識が育まれるよう、学習の充実に努めます。 また、性に関する教育や指導・相談技術の向上のため、教職員の研修等の充実に努めます。
6	進路指導の充実	子どもたちの個性と能力を生かした進路・職業の選択ができるよう指導に努めます。
7	男女共同参画意識の高揚	企業・各種団体等とも連携しながら、各種講座や研修会、講演会等を開催し、男女共同参画意識の高揚に努めます。 また、講座等の開催時には、必要に応じて託児を設け、参加しやすい体制を整備します。

基本目標Ⅱ 男女がともに生き生き暮らせる環境づくり

【現状と課題】

- 少子高齢化・人口減少が進行するなか、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を築くためには、性別に関わりなく、あらゆる分野で多様な人材の能力を活用していくことが重要となります。
- 家庭においては、依然として家事の全般を女性が担うなど性別による固定的な役割分担がみられますが、若年層では男性の家事への参画意識の高まりもみられます。今後は、職場や地域活動への女性の参画と同時に、男性の家庭生活への参加がしやすい環境づくりが必要です。
- 国では、就業を希望する女性がその個性と能力を発揮できる社会を実現できるよう、「女性活躍推進法」を制定しました。男女ともに多様な生き方の選択を可能にするために、性別に関わらず一人ひとりの状況に応じた職業生活を送ることができるような環境づくりをめざしています。
- 町民一人ひとりが多様な生き方を選択でき、充実した生活を送るためには、長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行を見直すとともに、男性も家事・育児・介護等へ参画するなど、男女がともに働き方や家庭生活での意識を変え、ワークライフバランスを推進していくことが重要となっています。

【施策の方向性】

（１）まちづくりにおける男女共同参画の推進

- 多様な価値観に立ったまちづくりが求められる中、誰もが個性と能力を発揮し、政治や経済をはじめあらゆる分野に参画することができ、意見や考え方を反映させていけるような環境づくりに努めます。
- 性別に関わらず、誰もが望んだときにまちづくりに参画できる機会の確保や、行政に関する関心を高めるための情報発信などに努めます。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	参加しやすい環境の充実	めむろまちづくり参加条例に基づく各種審議会等への傍聴促進、行政情報の発信、性別に関わりなく積極的に意見を聴く機会の充実など、参画しやすい環境づくりに努めます。
2	人材育成と研修機会の充実	企業や各種団体等で男女が対等なパートナーとしての役割を担い、能力を発揮できるように企業や各種団体等と連携し、人材育成や研修機会の充実を図ります。

（２）働く場における男女共同参画の推進

○雇用相談に関する窓口の設置や、男女の職業能力の開発・育成等のための各種講座の開催など、就業情報の提供や学習機会の充実を図ります。

○農業、商工業など自営業において、生産・経営の担い手として幅広い技術を取得するための研修会の充実を図ります。また、地場産品を活用した特産品の開発や起業をめざす女性への情報提供など、地域の活性化のための活動を促進します。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	各種講座の開催と充実	男女の自発的な職業能力の開発・育成の取組や経営参画に必要な技術の取得、育児後の再就職に向けた職業能力取得のための各種講座の開催について、関係団体と協力して実施します。
2	就業情報の提供	雇用相談に関する窓口を設置し、就業情報の提供を図ります。
3	農業における男女共同参画の促進	農業分野において、生産・経営参画及び6次化産業化に向けた技術等を取得するための研修会の支援、情報提供などに努めます。また、女性の対等なパートナーとしての経営参画や地位を確立するための家族経営協定の普及や、農村女性の取組を支援します。
4	商工業など自営業における男女共同参画の促進	商工業分野において、生産・販売・経営参画に向けた技術を取得するための研修会の充実、女性団体活動の促進や女性の起業に向けての情報提供などに努めます。

（３）家庭生活における男女共同参画の推進

○仕事と育児の両立を可能とするための保育体制の整備や、男性の家事・育児等への参加促進、親の不安や悩みに対処するための相談窓口の充実を図るとともに、子どもの虐待防止など子育てを社会全体で支える環境づくりに努めます。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	家庭生活に関する男女共同教育の推進	子どもの個性を尊重し、自立能力・男女共同参画意識を育むための情報提供や家庭教育講座の充実に努めます。 幼児家庭教育学級の支援を進めます。
2	保育体制の充実と子育て支援体制の整備	農村保育所の運営、認可保育所における保育時間の延長等の特別保育事業、育児サポート事業、子育て支援センターの充実、地域の子育て支援活動への支援など、安心して子育てに取り組める体制づくりに努めます。
3	子どもの居場所づくり	子どもセンター（学童保育、児童館）の運営など、多様な子どもの集える居場所を設け、必要に応じた放課後の居場所づくりに努めます。また、保護者の相談支援も行います。
4	児童虐待防止対策の充実	「要保護児童対策地域協議会」を設置・運営し、児童虐待の予防や早期発見・早期対応・再発防止のため関係機関との連携を強化します。

（４）地域社会における男女共同参画の推進

○地域が一体となって男女共同参画社会をめざし、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において町、町民、事業者等が相互に協力し合う連携体制の整備に努めます。

○誰もが住みやすい社会を実現するため、地域活動を通じて、そこに住む人々の協調と連携の意識を育て、コミュニティ活動やボランティア活動などへの参加を促進します。

○災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけるとともに、女性の視点を取り入れ、生活に密着した災害対策を進めます。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	町民ボランティア活動の推進	ボランティア団体が活動しやすいようにボランティアセンターの運営を推進します。
2	コミュニティ活動への参加の促進	男女がともに助け合い、連帯感を高めながら、地域づくり活動を進めるため町内会活動や地域組織活動への積極的な参加を進めます。
3	生涯学習活動への参加の促進	生活向上、職業能力の向上、自己実現をめざし、自発的に学んだことがまちづくりに活かされる生涯学習活動への積極的な参加を進めます。
4	防災・減災活動の推進	防災・減災意識を高め、災害時に男女がともに助け合い活動ができるよう「めむろ共助の会」の運営を推進します。

（５）女性の活躍推進

○各種セミナーなど学習機会を設け、女性の自立支援や育成に努め、地域全体で女性の活躍推進の意識を高めるとともに、取り組みやすい環境づくりに努めます。

○町内への意識啓発に向け、庁舎内においても研修活動の充実や適材適所への人材配置など、体制整備に努めます。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	女性団体の育成、自立とネットワークづくり	研修機会の提供など女性団体の育成と自立に努めるとともに、世代を越えた団体間のネットワークづくりを促進します。
2	学習機会の充実	女性の学習機会の充実と、女性リーダーの養成に努めます。
3	庁舎内における男女共同参画の推進	男女が対等に能力を高められる人材育成などの充実、一人ひとりの個性を活かした適材適所への人事配置など、男女共同参画を推進する体制の整備に努めます。

（６）ワークライフバランスの推進

○職場優先の組織や風土を変えるために、働き方や性別による固定的な役割分担意識を見直し、地域社会や家庭生活に参画できるよう意識啓発を行います。

○男女がともに働きながら家庭生活に積極的に参画できる環境整備に努めます。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	男女が互いに協力し合う意識の形成	男女がともに家庭と仕事等を両立できる環境づくりを進めるために、固定的性別役割分担意識の是正に向けた各種講座の充実を図ります。 パパスイッチ事業による講演会の開催やお父さん料理教室などを実施し、意識の是正を図ります。
2	学習機会の充実	男性の家庭生活への積極的参画を目的とした講座や男女がともに参加する育児・介護講座など男女共同参画の視点による学習機会の充実を図ります。 パパママ教室の開催や、パパスイッチ事業の講演会などにより、学習機会の充実を図ります。
3	働きやすい職場環境の推進	子育て応援大賞などで、働きやすい職場環境の整備や地域全体の意識高揚を図ります。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

【現状と課題】

- DVやさまざまなハラスメントは重大な人権侵害であるにも関わらず、潜在化する傾向が強いのが特徴です。安心して相談できる窓口の充実と関係機関の連携による被害者の救済、その後の自立支援を一体的に行う体制が必要です。そして、将来にわたりそれらの人権侵害を防止するためにも、人権教育を通じて暴力を許さない意識の醸成を図ることが必要です。
- 生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることは、男女共同参画社会を築く基本となるものです。妊娠・出産期、思春期、壮年期、高齢期といったライフステージにより、それぞれの健康上の課題があります。本町では、健康を保持・増進するため、各種健康づくり事業を実施してきましたが、引き続き自らの健康管理について正しい知識を持ち、健康づくりを実践できるよう支援することが必要です。
- 複雑に変化する社会情勢の中で、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等さまざまな困難を抱える人々については男女共同参画の視点にたち、個々に配慮した相談・支援により誰もが自立し安心して暮らせる環境整備が求められます。

【施策の方向性】

（１）配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

- DV、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、性の商品化等のあらゆる暴力の根絶に向けて、世代を問わず性に関する意識の高揚に努めます。
- 配偶者等に対する暴力は重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。その予防と被害からの回復のための相談、支援体制を整備するとともに、広報や啓発活動を行います。
- 関係機関と連携し、緊急時における安全の確保を行い、必要に応じて継続的な自立支援を行います。また、支援に関する基本的な情報提供を行います。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	女性への暴力根絶についての認識の浸透	女性の人権ホットラインの連絡先を広報誌で周知します。 公共施設の窓口などでDV被害に関するパンフレット等を設置します。 DV被害に関する相談や一時保護について、北海道と連携を図ります。
2	女性の人権と性を尊重する意識づくりの推進	性の商品化や売買春を防ぐための啓発活動、母性保護に関する情報提供、女性の健康についての自己決定権を保障する「性と生殖に関する健康と権利」の普及等、世代を問わず性に関する意識の高揚に努めます。

（２）男女の自立した安心な生活と健康づくり支援

○男女それぞれの健康課題について正しい知識を普及し、個人の健康づくりを支援するとともに、女性の妊娠・出産期など体の状態に変化がみられる時期などの健康保持について支援の充実に努めます。

○高齢者、障がい者、ひとり親家庭等さまざまな困難を抱える人々が自立して生活し、社会のあらゆる場面に参画できるよう、各種支援サービスや相談体制の充実に図ります。

○男女がともに介護を担うことができ、家族や地域が支え合い安心して介護ができる、また、受けられるための老人福祉施策の充実に努めます。

■具体的な取組

No.	取 組	内 容
1	健康診査など予防対策の充実	病気の早期発見・早期治療のため各種健康診査や予防接種、女性特有のがん検診など、予防対策の充実に図ります。
2	健康づくり事業の充実	生活習慣改善教室開催、栄養相談・健康相談、出前健康講座、健康ポイント制度など、こころの健康づくりや生活習慣病を予防するために、正しい知識の普及啓発を行い、事業の充実に図ります。
3	母子保健の推進	妊婦・乳幼児の健康診査・家庭訪問、育児相談など、母子のための健診・相談の充実に図ります。
4	在宅福祉サービスの充実	地域包括支援センターとして、高齢者やその家族のための相談窓口を設置します。
5	介護サービス事業の充実	より充実した介護が受けられるよう老人ホームやグループホームなどの充実に努めます。
6	高齢者生きがい対策の推進	高齢者の技能・経験を活かせる就労の場を確保するため、シニアワークセンターが円滑に運営を図ることができるよう支援するとともに、老人クラブ活動の支援や高齢者学級を開催し、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境整備に努めます。
7	高齢者の機能訓練・介護予防等の推進	高齢者の自立に向けて、機能訓練教室や高齢者体力増進教室、脳活性化などの介護予防に向けた取組を推進します。

8	障がい者の地域生活支援・福祉サービスの充実	通院等の助成など、障がい者のための福祉サービスを充実します。 また障がい者が住み慣れた地域で社会的に自立できるための作業訓練などの支援に努めます。
9	安定した生活確保に向けた心理的・経済的支援	就業や育児・教育に関する相談や各種制度の周知など、ひとり親家庭への心理的・経済的支援に努めます。

用語解説

《性別による固定的な役割分担》

一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、性別により始めからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することを言い、個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視されています。

《LGBT（性的マイノリティ）》

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたもの。LGBTは、人口に占める割合が少ないことから、性的マイノリティ（性的少数者）と言われることもあり、また、LGBT以外にもさまざまなセクシャリティの人がいます。

レズビアン（Lesbian）・・・女性の同性愛者

ゲイ（Gay）・・・・・・・・・・男性の同性愛者

バイセクシュアル（Bisexual）・・・両性愛者

トランスジェンダー（Transgender）・・・身体と心の性別に違和感があったり、生まれたときの性別とは違う性別で生きたいと望む人

○その他のセクシャリティ

インターセックス（intersex）・・・身体的に男女の区別がつきにくい人

クエスチョニング（queer/questioning）・・・自身の性自認や性的指向が定まっていない人 など

《ワーク・ライフ・バランス》

「仕事と生活の調和」。町民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

《ドメスティック・バイオレンス》

夫婦間や恋人間など密接な関係にある人々の間におきる暴力のこと。これには、殴る、蹴るといった身体的暴力、言葉などによる精神的暴力、性的暴力があります。

《デートDV》

ドメスティック・バイオレンスの中でも、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力のこと。

《セクシュアル・ハラスメント》

相手の意に反した性的な言動により、当該者の就業等の環境を害して不快な思いをさせることまたは性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。（芽室町男女共同参画推進条例より）

《性と生殖に関する健康と権利》（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

女性の体や性に関する問題を、健康と人権という観点から保障しようとするもの。

女性の健康の確立に向けて、いつ、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、望まない妊娠や性感染症の予防といった意味での安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産などが含まれます。

思春期、更年期を含めた女性の生涯にわたる健康が基本的人権として保障され、女性自らの意思で健康の自己決定権を尊重する考え方です。

芽室町男女共同参画推進条例

(前文)

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、わが国は男女平等の実現に向けた取組を国際社会における取組と連動し進め、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

芽室町においても、第3期芽室町総合計画で男女共同参画社会づくりを目標にし、男女ともに自立した、一人ひとり個性を尊重し合う社会の実現に向けて、特に女性が施策、方針の決定の場など社会の全ての分野に参画できる社会環境の整備を進めてきました。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在し、多くの町民が家庭、地域、職場において男女間の不平等を感じている状況があります。さらに、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題も実在しています。

今、少子高齢化など私たちの生活をめぐる環境の急激な変化への対応や地方分権に伴う住民参加のまちづくりが求められる中、誰もが活き活きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた芽室町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

ここに、私たちは、地域が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにし、町の施策の基本となる事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が等しく政治、経済、社会及び文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、必要な範囲で、その性に対して積極的に参画するための機会を与えることをいいます。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、当該者の就業等の環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいいます。
- (4) 事業者等 町内において公私の団体を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う者及び町内会などの団体をいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、人権が尊重されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、大事な意思決定の場などに参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、家庭生活と職場や地域などでの社会生活を両立できること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる性と妊娠・出産に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的に実施します。

2 町は、その他の施策の策定、実施に当たっても、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮します。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備し、財政上の措置を行うよう努めます。

4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者等、国、北海道及び他の自治体と協力して取り組みます。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めます。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動等を行うに当たり、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女の対等な参画機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職場生活と家庭生活などを両立して行うことができる就業環境の整備など、男女共同参画を推進するよう努めます。

2 事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってははいけません。

2 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってははいけません。

3 誰もが、配偶者等のパートナーに対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってははいけません。

第2章 基本施策等

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するに当たり、あらかじめ、芽室町男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかに公表します。

(町の審議会等における積極的改善措置)

第9条 町は、町の審議会などの委員を任命する場合には、積極的改善措置を行うことにより、男女の均等を図るよう努めます。

(町民及び事業者等の理解を深める啓発活動)

第10条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を行うよう努めます。

(町民及び事業者等の活動に対する支援)

第11条 町は、町民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する取組みに対し、情報提供、人材育成などの必要な支援を行うよう努めます。

(町民等からの申出)

第12条 町民及び事業者等は、男女共同参画を阻害すると思われることや推進するために必要と思われることがある場合は、町長に申し出ることができます。

2 町長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めます。

(年次報告)

第13条 町長は、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書等を作成し、公表します。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な事項について情報の収集、調査及び研究を行います。

第3章 芽室町男女共同参画審議会

(設置)

第15条 男女共同参画の推進を図るため、芽室町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、町長の諮問に応じ、次の事項を調査、審議します。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、町長に意見を述べるすることができます。

(組織等)

第16条 審議会は、町長が委嘱する委員15人以内で組織し、委員の一部は、公募した町民の中から委嘱します。

2 委員の選任は、男女の構成比が同数となるよう努めます。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げません。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選することとします。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとします。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理することとします。

(会議)

第17条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となります。

2 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決まり、可否同数の場合は会長が決めることとします。

4 審議会は、公開とします。

(庶務)

第 18 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理します。

第 4 章 補則

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は平成 16 年 4 月 1 日から施行します。